



森林所有者の皆さんへ ご存じですか？

# 平成28年度の間伐事業などの支援制度

## ① 施業を集約化し、間伐などをする場合の補助事業

■造林事業(国庫事業) 下表以外の作業種…再造林、鳥獣害防止施設、下刈、森林作業道など

| 区分           | 作業種  | 対象林齢  | 事業内容   | 事業規模   | 伐採率 | 補助要件など   | 補助率   |
|--------------|------|---|--|--|-----|--|---|
| 森林環境保全直接支援事業 | 除伐   | ～25年生<br>(除伐)                                 | 不用木の除去、<br>不良木の淘汰  | 0.1ha以上／施行地  | 規定無 | 下記の①、②、③のいずれかに該当していること。  | 68%   |
|              | 保育間伐 | A:～35年生<br>(保育間伐A)<br><br>B:林齢制限なし<br>(保育間伐B) | A:不用木の除去、<br>不良木の淘汰<br><br>B:伐採木の平均<br>胸高直径が18cm<br>未満の不用木の<br>除去、不良木の<br>淘汰 | 0.1ha以上／施行地  | 30% | ①森林経営計画の認定を受けた者。<br>②森林施業計画の認定を受けた者。<br>③特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者。<br><br>●②については、残計画期間に限る。   |   |
|              | 搬出間伐 | ～60年生<br>※森林経営計画に基づく場合は標準伐期齢の2倍以下の林齢          | 不用木の除去、<br>不良木の淘汰、<br>搬出集積   | 0.1ha以上／施行地  |     | 下記の①、②、③のいずれかに該当していること。<br><br>①森林経営計画の認定を受けた者。<br>②森林施業計画の認定を受けた者、かつ集約化実施計画の対象森林。<br>③特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者、かつ集約化実施計画の対象森林。<br><br>●②については、残計画期間に限る。<br>●いずれも事前計画の提出が必要。<br>(森林作業道の計画を含む)             |   |
|              | 更新伐  | ～90年生   | 不用木の除去、<br>不良木の淘汰、<br>支障木やあばれ木などの伐倒、<br>搬出集積                                 | ①森林経営計画に基づく場合<br>森林経営計画ごとに間伐・更新伐の施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m3以上<br><br>②森林施業計画または特定間伐等促進計画に基づく場合<br>集約化実施計画ごとに間伐・更新伐のそれぞれにおいて施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m3/ha以上 |     |  |   |
| 環境林整備事業      | 間伐   | C:～60年生<br>(保育間伐C)                            | 不用木の除去、<br>不良木の淘汰  | 0.1ha以上／施行地  |     | 下記の①、②のいずれかに該当していること。<br>①県・市町村(ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と締結した場合、または寄付や分収契約解除などにより公有林化した森林で実施した場合に限る。)<br>②森林整備法人、森林組合、森林法施行令第11条に定める特定非営利活動法人など(ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施することを除くこととし、地方公共団体および森林所有者と協定を締結した場合に限る。) | 保安林または市町村森林整備計画に規定する公益的機能が<br>高い森林<br>(72%)<br><br>その他<br>(36%) |

■木材安定供給推進事業支援事業(国庫事業) 下記以外の作業種…路網整備

| 作業種               | 対象林齢  | 事業内容                                     | 事業規模            | 伐採率 | 補助要件など  | 補助率                      |
|-------------------|-------|--|-----------------|-----|---|--------------------------|
| <b>新</b><br>間伐材生産 | ~60年生 | 不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木などの伐倒造材、集材、搬出集積、積込 | 0.1ha以上/<br>施行地 | 30% | ①県および地域協議会の構成員のうち、市町村、森林所有者、森林組合、森林法施行令第11条に定める特定非営利活動法人、森林経営計画認定者など、特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者ならびに知事が認める者<br>②同一林班または区域内に森林経営計画が作成されている場合は、翌年度末までに本事業での施行箇所を経営計画対象森林とすること。 | 定額<br>350千円/ha<br>+間接費以内 |

■みどりの環境整備支援交付金(県事業)…造林事業への嵩上げ(造林事業と合計で概ね90%相当)

| 作業種  | 対象林齢    | 事業内容  | 補助要件など                         | 補助率              |
|------|---------|---|--------------------------------|------------------|
| 除伐   | 11~25年生 | 除伐：不用木の除去(森林環境保全直接支援事業)                             | 造林事業で採択された除伐および保育間伐(A・B・C)とする。 | 定額<br>35,000円/ha |
| 保育間伐 | 11~35年生 | 保育間伐A：不用木の除去、不良木の淘汰(森林環境保全直接支援事業)                   |                                | 定額<br>35,000円/ha |
|      | 11~45年生 | 保育間伐B：伐採木の平均胸高直径が18cm未満の不用木の除去、不良木の淘汰(森林環境保全直接支援事業) |                                | 定額<br>30,000円/ha |
|      | 11~45年生 | 保育間伐C：不用木の除去、不良木の淘汰(環境林整備事業)                        |                                | 定額<br>23,000円/ha |

② 自分で自分の山を手入れする場合の補助事業(自伐林家などを含む)

■緊急間伐総合支援事業(県事業) 下表以外に…路網整備(500~1,500円/m)など

| 作業種 | 対象林齢    | 事業名             | 事業規模            | 伐採率 | 補助要件など                                   | 補助率              |               |
|-----|---------|-----------------|-----------------|-----|--|------------------|---------------|
| 間伐  | 11~60年生 | 公益林保全整備事業(保育間伐) | 0.1ha以上/<br>施行地 | 30% | 保安林または市町村森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林で集約化が困難な森林 | 定額<br>80,000円/ha |               |
|     | 31~60年生 | 森林整備支援事業(搬出間伐)  |                 | 20% |  | 国庫補助事業の対象とならない森林 | 定額122,000円/ha |
|     |         |                 |                 | 30% |  |                  | 定額183,000円/ha |

③ 再造林およびシカ被害防護施設に対する支援制度

■森林資源再生支援事業(県事業)…造林事業への嵩上げ

| 作業種      | 補助要件など   | 補助率                             |
|----------|--|---------------------------------|
| 再造林      | 造林補助事業で採択された人工造林および附帯施設などの整備(鳥獣害防止施設などの整備)、下刈り(隔年)とする。<br>ただし、シカ被害防護施設については、再造林と一体的に実施するものとする。 | 22%以内(造林補助率68%の場合は、合わせて90%となる。) |
| シカ被害防護施設 |  |                                 |
| 下刈り(隔年)  |  |                                 |

注意！上記の事業を実施した場合には転用制限期間(5年または10年)がありますので、山林を開発、転売、皆伐などを計画する場合は、必ず下記のお問い合わせに連絡ください。

○お問い合わせ

高知県 林業振興・環境部木材増産推進課(間伐担当)

☎088-821-4602

幡多林業事務所

☎0880-35-5977

幡東森林組合

☎55-2021

黒潮町役場 佐賀支所 海洋森林課

☎55-3115(課直通)



みどりの環境整備支援交付金と公益林保全整備事業には、皆さんからお預かりした森林環境税が活用されています。